

奈良県告示第四百五十六号

平成十九年三月奈良県告示第五百八十九号（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表文書手数料の項中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表通算入院期間が百八十日を超えた日以降の入院のうち選定療養に係る入院料の項中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表新生児介補料の項中「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に改め、同表人工受精の料金の項中「五、一〇〇円」を「五、二四〇円」に改め、同表死後の処置料の項中「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に改め、同表死体検案料の項中「七、九〇〇円」を「八、一二〇円」に改め、同表駐車場使用料の項を削る。